

# 目 次

会期日程表	1
第 1 号 (11月17日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	3
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
閉会の宣告	38
署名議員	38

平成20年第9回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成20年11月17日  
閉会 平成20年11月17日 会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
11月17日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告 議案第56号提案説明・質疑・委員会付託省略・ 討論・表決（即決）（閉会）

会期日数 1日間 本会議日数 1日間



# 平成20年第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成20年11月17日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成20年11月17日 午前10時00分)

閉 会 (平成20年11月17日 午後12時28分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	財 務 課 長 神 里 富 松
副 村 長 宮 城 重 徳	シークワーカー 振興室長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真 喜 志 亮

## 6. 議事日程 (第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第56号	建物明渡等請求事件に係る和解について	付託省略 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成20年第9回大宜味村議会臨時会を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番 平良英勝議員及び9番 平良嗣男議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
- 

### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。村長。  
（島袋義久村長 登壇）
- 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は平成20年第9回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

それでは、議案第56号を提案いたします。

議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解について、大宜味村（原告）と有限会社農業生産法人大宜味物産振興会（被告）との間で係争中の平成19年（ワ）第134号建物明渡等請求事件の裁判上の和解を下記のとおり那覇地方裁判所名護支部において成立させるため、議会の議決を求める。

平成20年11月17日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 記

- 1 相手方 大宜味村字上原152番地  
有限会社 農業生産法人 大宜味物産振興会  
代表取締役 與那覇 玲

- 2 和解の概要 別紙 裁判所和解案

#### 提案理由

建物明渡等請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

あと、内容については副村長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第56号の建物明渡等請求事件に係る和解についての内容を、私のほうから説明したいと思います。

和解の概要を、別紙の裁判所和解案とお手元にお配りしております議案説明書の和解受け入れ経過説明を読み上げて、説明いたしたいと思っております。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成19年（ワ）第134号 建物明渡等請求事件

原告 大宜味村

被告 有限会社農業生産法人大宜味物産振興会

## 裁判所和解案

平成20年6月27日

那覇地方裁判所名護支部

上記事件について、下記のとおり和解案を提示する。

### 記

1 被告は、原告に対し、別紙施設目録記載の施設（以下「本件加工施設」という。）について平成18年4月3日締結された管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したことを確認する。

2 原告は、被告に対し、本件加工施設の明渡しを平成21年3月31日まで猶予する。

3 被告は、原告に対し、前項の期日限り、本件加工施設を明け渡す。

4 被告は、前項により本件加工施設を明け渡したときに、本件加工施設内に残置した動産については、その所有権を放棄し、被告の費用で原告が自由に処分することに異議がない。

5 被告は、原告に対し、平成19年度及び平成20年度の本件加工施設使用料相当損害金合計534万4000円が未払であることを認める。

6 原告は、被告に対し、被告が本件加工施設の継続的使用を期待していたところ、管理運営期間が短期になったためにその期待が失われたこと、その金銭的な評価額は800万円を下らないことを認める。

7 第5項及び第6項の事情に鑑み、原告は、被告に対し、解決金として300万円を、平成21年3月31日限り、被告訴訟代理人名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。

8 被告は、原告に対し、本件加工施設に関し、立退料その他名目の如何を問わず金銭請求を行わない。

9 被告が、第3項の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、平成21年4月1日から本件加工施設の明渡しに至るまで、違約金として1か年当たり534万4000円の割合による金員を支払う。

10 原告が、第7項の支払を怠ったときは、原告は、被告に対し、同項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成21年4月1日から支払い済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

11 被告は、原告に対し、本件加工施設の指定管理者選定手続及びその結果につき、原



告に対し異議を表明したり、第三者に対し疑義を表明しないことを確約する。

12 原告は、被告の企業活動その他に対して、公的な立場を利用して妨害したり、第三者に圧力を加えたりしないこと及びその他の第三者に疑義を表明するような言動をしないことを確約する。

13 原告は、その余の請求を放棄する。

14 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

15 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

次に、施設目録が別紙についてございます。施設目録をご説明したいと思います。

事業名称、沖縄北部特別振興対象事業。施設名称、大宜味村特産品加工施設。所在地、大宜味村字田港1043番地。敷地面積、3,759.77平方メートル。種別、1から7までございます。

本体が、874.02平方メートル。付属構築物、2,885.75平方メートル。電気設備、一式。機械設備、一式。プラント、別紙2、機器リストのとおりです。事務機器等、別紙3、事務機器等リストのとおりでございます。既設建物、168平方メートル。

上の1、2、7の位置は別紙「外構配置図」のとおり載っておりまして、資料として位置図と外構配置図を載せてございますので、後ほどご参照していただければ幸いに存じます。

それでは、次に議案説明書の2ページをお開きいただきたいと思います。

和解受け入れ経過説明については、これまでの議員の皆様のご疑問にお答えする形で、誠意を尽くして説明したいと思います。

それでは、和解受け入れ経過説明。

大宜味村特産品加工施設は、大宜味村が農業の振興と雇用の場を確保するなどとして、住民の福祉を増進する目的で、公の施設として建設したものです。

村は、平成19年9月5日、その施設の明け渡し等を求める訴訟を、那覇地方裁判所名護支部に提起しました。

これまで、有限会社農業生産法人大宜味物産振興会に対し、管理運営貸付委託契約に基づき管理を委託してきましたが、地方自治法及び大宜味村公の施設に係る指定管理の指定手続きに関する条例に基づき議会で議決したことに伴い、大宜味村シークワサー振興組

合に管理運営を委託することが決定されました。

大宜味物産振興会との管理運営委託については、契約期間が満了しましたので、施設を明け渡すよう再三にわたり要求してきましたが、これに応じないため提訴したものでございます。

提訴前の平成19年4月より、大宜味物産振興会と施設の引継ぎ調整を行い明け渡しを求めたところ、大宜味物産振興会は、管理運営貸付委託契約の更新拒絶は権利の乱用であるなどとして、1年間の契約更新と新しい施設の準備及び移転等にかかる多額の補償金を要求しました。村としては、その当時の状況を総合判断して要望に応じませんでした。

なお、公の施設の管理のあり方として、管理委託制度から指定管理者制度に移行したことについて改めて説明いたします。

平成15年に地方自治法改正法施行、これは平成15年9月2日の施行でございます。この際、現に管理委託制度をとっている公の施設については、同法の施行日から起算して3年以内に公の施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を導入する必要がありました。それゆえに、平成18年9月2日以降は、公の施設について管理委託制度から指定管理者制度に移行しなければなりません。

したがって、村としては法令に基づいた健全な管理運営を図ることとあわせて、村の行政行為の法令遵守の立場を含めて提訴したものであります。

裁判は、平成19年10月2日の第1回期日から平成20年6月24日まで、8回の裁判期日を重ねてきました。

村は、平成19年4月1日より加工施設の指定管理者導入に伴い、管理委託制度に基づく契約期間は契約時の予告どおり、平成19年3月末日で契約が満了したと主張して施設の明け渡しを求めました。

これに対し大宜味物産振興会は一貫して、契約は継続的契約であり、明け渡しの請求は権利の乱用であると主張し、係争が続いております。

審理を進めていく中で、大宜味物産振興会より話し合いによる解決の要望がありましたが、村は要望のある話し合い内容がとて受け入れられるものではなく、法廷での審理を尽くし裁判による解決を優先してまいりましたが、しかし、裁判官から、早期解決を望むのであるなら、話し合いのテーブルに着くことも必要ではないのかとのあっせんもあったため、審理と並行しながら和解するに値するか検討するための材料を得るといった基本的姿勢で臨んでまいりました。

審理を通して、物産振興会は再三にわたり、裁判官に対して和解による解決の意向を述べてきました。その裁判の経過は以下のとおりであります。

1、第1回期日は、平成19年10月2日に行われ、被告の出廷はなく原告の訴状陳述だけで、被告は、契約は継続的契約であり、明け渡しの請求は権利の乱用とするという答弁書のみの提出となりました。

2、第2回期日は、平成19年11月2日に行われ、村は準備書面を陳述しました。主な内容は、無断でプラント機器に改変を加えたことによる管理運営に反した行為及び指定管理者制度導入に伴い、委託契約は平成19年3月31日の経過をもって終了したことです。

被告より、話し合いによる解決の意思表示が口頭により裁判官に対してありました。その件について、裁判官より、早期解決方法として検討してもよいのではないかと提言がありました。村としては、法廷での審理を尽くし裁判による解決を優先したい旨を告げました。

3、第3回期日は、平成19年12月7日に行われ、被告より第1準備書面の陳述があり、契約期間が満了しても被告に債務不履行その他の事由がない限り契約は更新されるべきとし、借地借家法の適用を主張しました。

その後、話し合いによる解決をしたい旨、再度要望がありました。

裁判官より、早期解決を望むなら話し合いのテーブルに着くことも必要ではないかとのあっせんもあり、村は、基本的には法廷での審理を尽くすことであるが、審理の進行に支障がない限りで被告側の考えを聞くことは構わない旨を回答しました。

4、第4回期日は、平成20年2月1日に行われ、被告側より和解参考資料の説明として、移転費用及び営業補償費用など約2,000万円の説明がありましたが、内容確認において、詳細について再度資料作成を行い提出したいとの申し出がありました。村としては、和解するに値するか検討するための材料を得るという基本姿勢で臨みましたが、被告から、次回に資料を整理して再提出するという事で閉廷をしました。

5、第5回期日は、平成20年3月10日に行われ、準備書面陳述訴えの変更申立書陳述を行い、被告の主張する借地借家法の適用に対する反論をしました。

裁判官より、原告被告双方の話し合いの状況の確認があり、村は被告に、早期返還賃借料相当の損害金の免除及び損害賠償請求を行わない案を打診してまいりました。被告は、これについては受諾できない旨、回答しました。

前回提案した移転補償、営業補償等の金額については譲歩の余地はあるが、金銭提供ぜ

ロという条件は受け入れられないとの回答でした。村としては被告の金銭補償要求には応じられない旨、回答しました。

話し合いによる解決は行き詰まり状態となりました。

6、第6回期日は、平成20年4月18日に行われ、被告は訴えの変更申立書に対する答弁陳述により、さきに提出した答弁書及び第1準備書面において主張したとおり、継続契約であり契約は更新されるべきとし、借地借家法の適用を主張しました。

その後、被告より新たな和解案提案がありました。その内容のあらまは、一定期間継続使用を認めてほしい、その間の収益で経営上の損失をカバーしたい、期間が来たら無条件で施設を明け渡す。使用期限は平成22年3月31日までとする。その間の賃借料は免除してほしいというものでありました。村としては、新たな管理者として指定管理者の議会議決を得ているので、行政手続上、被告との契約延長は困難である旨を回答しました。

また、被告側より、移転費用及び営業補償費用等は2,548万円の計算書の再提出があり、裁判官より、被告案について次回までに検討してはどうかと促され、村は持ち帰り検討することにしました。

7、議員全員協議会への経過説明を、平成20年4月30日に行いました。

村長は、第4回期日から第6回期日における審理を行いながら、和解するに値するか検討するための材料を得るという基本姿勢で臨んだ話し合いの内容等を、議員に次のような内容で報告しました。

双方の条件が大きく開いている状況下で、どのような打開策が見出せるか、村として譲歩できる限度はどこまでか、訴訟の進捗状況、これは判決時期まで及び強制執行時期との関係で、どのような内容なら和解可能かを議員に説明したが、訴状に基づいて、今後も判決獲得に向けて訴訟活動を遂行していく方針を確認しました。

8、第7回期日は、平成20年5月7日に行われ、裁判官より、前回期日に被告より提案のあった和解案について原告の回答確認があり、村は契約延長は認められないため、和解案は受け入れられない旨、回答しました。

裁判官より、双方の主張は出尽くした感があり、今後は双方の証人尋問を行うこととすることで、裁判進行の確認が行われました。

9、第8回期日前に、平成20年5月30日付で被告側より陳述書の提出があり、その中で裁判係争の経過の中での項目において以下のように述べております。

今後については、お互いの主張は出尽くした感があり、そこで解決つかない場合は当社

が損害賠償請求の訴訟を起こさなければならず、それは本音としては避けたい争いであると思います。

当社は、現在平成22年3月31日まで加工施設の使用をお願いしていますが、状況によっては、平成21年3月31日まで、期限の縮小を考えています。それは、当社の今期操業が避けられず、それさえ認めていただければ、一気に双方歩み寄りの和解案でこの問題を解決できればと考えています。

これは、当社が本加工施設より出る時期とその移転費用の争点をお互いの歩み寄りで解決するというので、これを機に、具体的な和解案を司法の場に提出して早期の和解の方向へ進めるように導いていただきたく、両当事者及び弁護士、裁判長の皆様と和解解決の知恵を再度お願いいたしますと、被告のほうでは陳述書に結んでおります。

10、第8回期日前に、平成20年6月17日付で被告側からの和解案の骨子として別紙(1)のとおり、6項目の条項提示がありました。

村は、次回期日に向け原告側証人陳述書提出予定でありましたが、和解案の提示があり陳述を保留しました。

11、6月17日に新たな和解案の提案がありましたことについては、村は和解内容を確認したところ、状況に大きな変化があり和解の検討をするに値するのではないかという判断になりました。

村は、従来の主張を維持しながらも現実的な和解案として、13項目の条項を付して、平成20年6月19日付で別紙(2)の「和解条項(案)」を被告へ提示しました。

12、同月23日に被告より、原告の提示した「和解条項(案)」に追加を求める別紙(3)の文書が届きました。

13、第8回期日が平成20年6月24日に行われました。

同月17日以降の交渉を踏まえた結果、本加工施設について締結された管理運営貸付委託契約が、平成19年3月31日の経過により終了したことの確認がされた上で、原告は被告に対し、本加工施設の明け渡しを平成21年3月31日まで猶予することと、その期日限り明け渡すこと、原告が被告に一定額の解決金を支払うなどで、大筋合意をしました。

そのことを受け、裁判官による裁判所和解案を策定することを双方確認しました。村は村議会での和解案の承認が必要である旨を報告し、閉廷しました。

以上の経過を踏まえまして、村としては、将来を見通した場合、下記の理由により現時点では和解を受け入れたほうが全体的に損益として有利であると判断したため、和解を受

け入れ加工施設の運営管理の早期適正化に取り組むこととしました。

記。6ページをお開きいただきたいと思います。

和解を受け入れた理由。

#### 1、早期解決に向けた村の基本姿勢。

加工施設の運営管理の正常化に向けて将来を見通して、全体的な損益を考えて次の理由により早期健全化が必要と政策判断をしました。

(1) シークワサー農家の生産意欲の喪失や高齢化しつつある農家の安心・安全への影響が憂慮されることから、和解を受け入れることを判断しました。

(2) 平成20年1月に行われた国の会計実地検査において、加工施設の運営において補助金適正化法による目的外使用の指摘を受け、運営の是正を促されております。直接の指摘のあった物産振興会側の事務所機能については、検査後速やかに物産振興会に対し是正措置を求めたところ、平成20年2月15日に移転措置が完了しておりますが、運営状況において、今後の裁判経過を踏まえ会計検査院としての判断をするとの見解を受けておりますので、早期の適正運営を行う必要があると判断しました。

(3) 東村において、総合農産物加工施設が平成21年度供用開始で進められております。同施設には、本村の加工施設と同等のシークワサー加工処理能力の施設も含まれております。隣村での営業であり、製品開発や施設運営での競合が懸念されます。したがって、両村の施設運営管理者が相互に連携・調整がとれて生産農家の安心を得る観点から、平成21年度までには解決しておく必要があり、その方策として和解を受け入れ、指定管理者による加工施設の早期の健全な運営管理が必要と判断したところでございます。

#### 2、和解提案条件整備による双方の合意事項。

平成20年6月17日に被告訴訟代理人より本村代理人に別紙(1)のとおり提出された和解案骨子に対し、村としては別紙(2)のとおり13項目の追加条項を検討し、被告訴訟代理人より別紙(3)のとおり追加を求められた条項も加味して、平成20年6月24日の第8回裁判期日に被告と調整の上、裁判所へ提出した結果、別紙(4)のとおり、平成20年6月27日に、那覇地方裁判所名護支部より条件整備された和解案の提示がありました。

主な和解条項の条件整備のあらましは以下のとおりであります。

(1) 別紙(1)の被告の和解案骨子の条項1の300万円の支払いと引きかえに明け渡すことについては、これまでの訴えの基本的な争点となっていた管理運営貸付委託契約が平成19年3月31日の経過により終了したことを被告が認め、その確認条項として裁判所和

解案条項1を追加し整備されました。

(2) 村は、指定管理者による操業体制を十分に整える必要があることから、被告に対して施設の明け渡しを平成21年3月31日まで猶予することとし、所要の準備期間措置として別紙(4)の裁判所和解案条項2が整備されました。

(3) 被告の和解案骨子条項2の、加工施設の平成19年度分及び平成20年度分の賃料の免除については、平成20年6月17日に被告に対して、村より賃料相当額として請求しているところですが、しかし、請求の取り消し手続がとられていないこととあわせて、大宜味村行政財産使用料条例施行規則第4条の減免の基準により、免除は不能であることから、改めて債務確定の意味も含めて、裁判所和解案条項5のとおり、被告は平成19年度と平成20年度の使用料合計534万4,000円が未払いであることを認めてもらいました。

他方村は、被告が本加工施設の継続的使用を期待していたところ管理運営期間が短期になったためその期待が失われたとして、別紙(5)のとおり、2,548万円の移転補償が求められましたが、そのうちから退去料として妥当な評価額として、800万円を下らないことを認めることとしました。

(4) 村が設置した加工用機器類の一部が無届けで取りかえられていることについて、村は、審理を通して被告に対して原状回復を訴えていました。今般、明け渡しの和解合意が得られたことにより、加工施設の健全操業に支障を生じないように裁判官の勧めで裁判所和解案条項4が追加され、被告は、所有権を放棄し被告の費用で原告が自由に処分することに異議がないことが整備されました。

(5) 被告は、これまでの和解提案で、2,500万円余りの法外な移転費用を求めてまいりましたが、今回の和解案で、300万円の退去料を支払えば明示した期日までには明け渡しという方針に転じました。

そこで、金額を比較検討した場合、痛みの小さい現時点で早期解決に向けて和解を受け入れたほうが村としてはメリットがあると判断したので、和解を受け入れることにしました。しかも、被告側は、常々この裁判で敗訴しても控訴し損害賠償請求の新たな訴えを起し、裁判の長期化も辞さないと言っていました。

これらのもろもろのことを考慮し、村としては金額負担が小さくなったことも含め、村の将来を見据えて和解という早期解決の道を選択し、裁判所和解案条項7のとおりに解決金として300万円を支払うこととしました。

以上のほか、原告、被告双方において本件に関し、この和解案条項に定めるほか、何

ら債権、債務がないことを相互に確認し、本件については和解をもって終結することとしました。

### 3、早期解決のための和解金支払いについて。

裁判所和解案条項7で、原告は、被告に対し解決金として300万円支払うことにしました。村が和解金を支払うことについては、本来ならば訴えを起こしたのは村であるので、裁判審理の結審によらず村が解決金を支払うという形で和解に達したことは不本意なものであると、強く認識しております。

一般的に、施設の明け渡し請求事件等の係争における解決方法には、判決による解決か和解による解決かがありますが、裁判による解決には、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所というルートで結審を待つという方法になりますが、しかも、被告が任意に明け渡さない場合は強制執行という方法をとらなければなりません。

しかし、今回村としては、このような方法を待たずに被告からの申し入れのあるとおり、和解金300万円を支払えば明示した期日までに明け渡すと確認したので、訴えている村側から立ち退き料を支払い、早目に明け渡してもらおうという和解による解決方法を決断し、苦渋の選択をしたものであります。

村は、和解による解決方法を選択した理由は上述してきたとおり加工施設を早目に明け渡してもらい、農家の安定生産に向けて加工施設の健全運営を目指すことによってシークワサー生産農家、村民の安心・安全の回復を早期に図る必要から、早期解決のために和解金を支払うものであります。また、和解による解決方法については、延期されている裁判期日予定日、平成20年12月ごろが予定されております。これまでに村としての和解の意思決定をする必要があり、その際、議会の決議書が求められているので、早い時期に和解承認に係る議案を上程するものであります。

### 4、和解金の支払い財源と行政執行者の道義的責任について説明したいと思います。

今回の和解金支払いの財源については、平成20年9月17日に第7回定例議会に提案した、平成20年度大宜味村の一般会計補正予算（第4号）の歳出予算、14款予備費として計上し議決されている村の不測の事態等に備えて準備した予備費を財源とし、支出をお願いするものであります。

支出に当たっては、行政執行責任者である村長、副村長は適法な行政手続の上とはいえ村民に不安を招き、村政運営の不信を生じさせた道義的責任があることから、和解解決決定後、相応の措置をもって加工施設の健全化運営の役割の使命を果たす決意とさせていた



だきたいと思います。

なお、予備費に計上した財源は、昨年度まで実施してきた一連の行政改革により人件費等の費用を抑制してきた結果とあわせて、予想を上回る国からの交付金の増額があり、平成19年度の一般会計の決算に大幅な剰余金を得ることができました。

その結果、平成20年9月末現在で財政調整基金として1億9,666万3,000円を積み、残金を予備費として6,955万2,000円を計上しております。

今回の和解金300万円は、既に予算計上されている予備費の6,955万2,000円のうちから支出させていただきたいと願っているものであります。

5、裁判審理が続く場合による費用の増大のおそれについて説明します。

(1) 被告により、加工施設のプラント機器の一部に、既存の機器を取り外し改変が行われています。これは、村の承諾を得ることなく行われており、村は、審理を通して被告に対して原状復旧を訴えていたところ、明け渡しの和解案の合意において、加工施設の健全操業に支障を生じないように被告の責任において撤去することを確認しております。村としては、新たな指定管理者へ引き継ぐまでに取り外された機器類の復旧を行う必要があります。取り外されたまま使用されず放置された機器には3年を経過するものもあり、現時点では、復旧に別紙(6)のとおり約500万円の費用を見積もっておりますが、今後、期間の経過に伴い機器の放置期間が長引くと費用のかさむおそれがあります。

(2) 村が勝訴し被告が控訴をせずに判決が確定し、なおかつ、被告が任意に退去した場合には、村には新たな裁判費用の支出はありません。

一審、控訴審、上告審という手続をとって村の勝訴判決が確定したにもかかわらず、被告が任意に明け渡さない場合は、判決手続の費用のほかに強制執行の費用がかかります。判決手続のための裁判費用として、おおよそ210万円、強制執行の費用として、おおよそ120万円、合計330万円程度は最大限かかる可能性があるものとして見込む必要があります。

最後に、6、早期解決による期待効果を申し上げたいと思います。

村の産業振興を担う戦略基幹作物として位置づけられているシークワサーは、青切りの酢の物用、生果の食用、ジュース等の加工用原料として年間を通して生産に取り組んでおり、隔年結果による裏年の減少はあるものの、ほぼ順調に生産拡大が図られ、村内産業の発展に大きく寄与していることはご承知のとおりであります。

平成18年11月に、シークワサー振興室が作成した「大宜味村シークワサー振興方策」でまとめたとおり、本村のシークワサー振興の歴史を振り返りますと、販売不振の

時期があったり、多数のパッカーの介入を受けて、出荷の分散化から生じた価格の低迷に直面するなど、幾多の苦悩と停滞の時代を味わってきました。特に、本土復帰を機に、果汁が入荷したことによりジュースの販売が低迷し、各工場に在庫を抱える状態もあって、買い取り価格キロ当たり50円時代が続いていたことも記憶に新しいものがあります。

他方で、シークワサーに含まれているノビレチンが、がん抑制効果や血糖値を下げる効果が判明され、健康機能食品として脚光を浴びることになり、平成12年には全国放映テレビ番組に取り上げられたことからシークワサーブームが起きました。

シークワサーが注目され出したときから需要も上がり、シークワサー取り扱い業者も急激にふえ始め、JA工場において出荷スタート前に価格決定し、生産農家に説明を行っている中でも多くの農家で庭先取引が行われるなどして、無秩序な集荷体制のもとで果実の分散化と不安定な価格の変動相場が続いており、加工施設の正常な稼働が妨げられていることと相まって、本村のシークワサーを取り巻く環境は厳しいものがあり、多くの課題が山積しているのが現状であります。

多くの課題から解決すべき問題点を集約すると、次の6点にまとめられます。

1点目、シークワサー加工施設運営の早期健全化の問題。2点目、シークワサーブランド化の構築の問題。3点目、シークワサー集出荷体制の整備の問題。4点目、シークワサーの生産価格の安定化の問題。5点目、カンキツグリーンング病等、病害虫防除対策の問題。6点目、シークワサー関係機関の連携強化の問題。

これらの問題を解決し、村民みずからが加工施設を中心とした生産から、集出荷、加工、流通、販売まで村民一体となった取り組みの再構築を目指すために、和解を受け入れ早期に解決することによって、長期的視点から、少なくとも以下のような効果を期待するものであります。

この1つが、高付加価値商品の実現性の期待ができるのではないのか。

そもそも、特産品加工施設を建設した目的は、平成14年3月に村が策定した大宜味村農産物加工施設整備計画調査報告書で述べられているとおり、シークワサーを主とする多様な特産品の加工施設としております。それゆえに、和解による早期解決を図って、本来の目的とする加工を主軸に、搾汁のみだけでなく残渣の利活用や、その他の地域の素材を生かした高付加価値商品化の実現に期待し、地域の人々が年間を通した加工品を製造する施設に持っていくようにし、農家の安定生産と安定した販売維持の推進が図られることが期待されます。

(2) 大宜味ブランド構築の期待がかかっております。

大宜味村のシークワサーは、歴史的に沖縄における主産地として認知されており、平成17年10月6日には、沖縄県農林水産部よりシークワサーの拠点産地として認定されており、一定の産地ブランドが確立されつつあります。

しかしながら、法的側面から地域ブランドを適切に保護し、地域や事業者の信頼の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援する目的で制度化されている地域団体商標登録制度の活用が、農家から強く要請されております。

村としては、大宜味という地域名と加工商品で構成された地域団体商標の登録に積極的に取り組むよう求められております。そのため、国の特許庁への出願主体として法令に基づいて決定された指定管理者による出願が望まれますので、早期解決を図って、大宜味独自のブランド構築の実現に期待するものであります。

(3) 解決金相当額の一般会計での早期回収の期待。

早期に解決され、和解合意のと通りの明け渡しがあった場合は、村は指定管理者に決定された大宜味シークワサー振興組合と管理運営の協定を締結することになりますが、その際、加工施設の使用賃料として、年額267万2,000円の収入が見込まれ、解決金相当額の300万円余りについては、契約後2年度内では一般会計の歳入として回収が期待されます。

(4) 安定的村内雇用の確保と所得向上の期待。

早期解決されると、施設設置目的とされた農家の振興とあわせて村内からの雇用の場の確保が期待され、常勤やパート従業員が安定的持続的雇用による従業員所得の向上が期待され、ひいては、長期的な目で見た場合は村の税収増が期待されます。

(5) 事業所得からの村税の増収期待。

大宜味村シークワサー振興組合が指定管理者として応募のために村へ提出された管理運営事業計画では、製品計画として100%原液や10%飲料を初め、シークワサー錠剤、浴槽剤、ウコン錠剤等を含めた事業がスタートし、利益も一定程度見込まれ、事業所所得が期待されています。事業の推進に当たっては、金融機関からの資金協力が確約されていることから事業計画の実現性が期待され、結果として、村税の増収も期待されるところであります。

(6) 高付加価値化に伴う農家生産の安定向上と、農家所得の安定向上の期待。

前に出ました、大宜味村農産物加工施設整備計画調査報告書の中での施設整備の基本的な考え方として、加工施設はシークワサーの加工を主とし地域の素材を生かし、地域の

人々が年を通して加工品を製造する施設とする。また、加工施設は単にジュースの加工を生むのみではなく、加工によりシークワサーの高付加価値化を行い、村内農業者からの買い取り価格を安定させ、村の農業を振興する。

さらに、加工施設の運営に当たり、雇用を創出するとともに、シークワサーに係る一連の取り組み、健康、長寿の村づくりの推進により大宜味村への誘客も増加させ、大宜味村全体の振興に資する施設とされております。

したがって、和解により早期解決が図られると施設建設の所期の目的が実現され、将来を見通した場合、全体としてメリットの大きい利益が期待されております。

なお、お手元の資料の参考資料として12ページから資料を載せておりますけれども、後ほどご参照していただきたいと思っております。

なお、ただいまの和解による早期解決については、11月10日に指定管理者に決定されている大宜味シークワサー振興組合にもこれまでの経過と今後の方法について説明し、ご理解を得ております。

また、11月12日に、午後7時から村改善センターにおいて約2時間にわたり住民説明会を行ったところ、参加者の中から、きょうの説明を聞いて村の今後のビジョンが明確にできたので和解受け入れを理解できたという意見とか、私も早目に早期解決をして、シークワサーの振興発展を期待したいと思っておりますので、頑張ってくださいという意見とか、早期解決の道を早目に選択していただきたいというような意見とかがありまして、村に対する多くの励ましの声援がありましたことをお伝えして、説明を終わりたいと思っております。

別紙12ページ以降を、参考について後ほどご参照していただければ幸いです。

これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長（宮城功光） これで、提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

(午前10時58分)

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

---

○ 議長（宮城功光） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 東 武久議

員。

○ 4番（東 武久） まず、この件についての基本的なことをちょっとお伺いしたいのです。

平成19年8月の第6回臨時議会において、訴えの提起がなされましたね。提出されました。議会としては、それは認めたわけですよ。そうでしたよね。

この内容の主な点、訴状ですよ。請求の趣旨、被告は原告に対し、別紙施設目録記載の施設を明け渡せ、被告は原告に対し、平成19年4月1日から別紙施設目録記載の施設を明け渡し済みまで、1ヵ年当たり267万2,000円の割合による金員を支払え、これは賃借料ですよ。

そして、被告は、別紙施設目録記載の施設内にある別紙プラント機器、取り外されたプラント機器なのですが、それを撤去せよ、被告は原告に対し、4,380万円の支払え、訴訟料は被告の負担とするというふうなことで提訴したわけですが、我々は、村が勝訴するという強い自信を見せておりましたので、我々もそれを認めたわけですが、1番基本的なことをちょっとお伺いしたいと思うのですが、このまま裁判を続けていきましたら、勝つという自信は今でも変わりませんか。お伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの東議員のご指摘でございますが、提訴するということは、お互いのほうの有利性があるって、裁判には勝てるだろうという見通しを持っての提起でございますから、判決がこれからどうするかということで、その時点で見通しが変わることはないですね。これまで同様、勝つという方向性を持ちながらというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 何か少し、その意志が後退しているような感じもするのですが。

例えば、去った議会で否決された後も、執行部の皆さんは村民に対して、裁判抗争では勝つんだけどもというふうな意味合いの話もちょっとされていたようですが、やはり、当初のその強い意志とは、少し何かさっきの村長の答弁は後退しているような感じを受けるのですけれどもね。

まず、この和解案をもし仮に受け入れした場合、弁護士の委託料が400万円はもう支出済みですね。施設の賃借料、これが1ヵ年当たり267万2,500円、これ、返済予定が平成20年は免除するという事なんですから。

3番目には、取り外された機器の修復費用が次の補正予算で、いつになるかわかりませんが、500万円が出ていくわけですが、500万円がね。そうしたら、今回の和解金と合わせてやると、約1,700万円くらい。村民の血税から出るわけですが。村民の血税からだよ。ね。

そういうことについて、実際にどういうふうな感覚をお持ちなんですか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 機器の取り外しの修繕費用等については、所有者として再スタートするに当たっては、これは当然に必要としてきます。

例えば、今まで委託した診療所等についても、新たな人がかわる場合は修繕やっております。その意味では、やはり現時点では外されているものを正常に稼働するためには、施設所有者としてこれは当然修繕をして、改めて契約をするというのが当然で、この金額は今のところは500万円ほど見積もられておりますが、期間が経過すると劣化していくので、金額はかさむのかなというような金額でございます。

それから、弁護士費用につきましても訴訟を起こしたので、これは当然制度として弁護士の費用として計上して、既に予算を執行してお願いしているところでございます。

そういったことで、修繕費等も含めて全体で1,000万円余りの加工にかかわる経費というものが残念ながら出てきますが、これを、なおかさまないためにも、早目にこれは解決して、金額の少ないうちで処置をしていきたいという考えで持っております。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 今の問題、診療所の機器の修理、補修とかとはちょっと意味合いが違うのではないですか、実際に。これ本来ならば、役場の責任もあるわけですが。勝手に取り外されたというふうなことを言っているのだけれども、向こうはそうではないと言っている。

そして、まして実績報告書などで上がってくるわけでしょう、この製品についてのもの。それを放置していたという役場の責任もあると思うんです、私は。実際の話。

これと関連して、このシークワサー問題、長年ずっとシークワサー対策協議会があって、大宜味ブランドを構築しようというふうな補助金もずっと流しながら、この工場も、平成17年2月に竣工しましたね。まさしく、大宜味ブランドの確立のための工場でしょう。この目的でつくっているわけですが。それを、ずっとまた今までほったらかして、新た

にやる場合は、大宜味ブランドの構築というふうな理論構成をやっているのだけれども、今までずっと見てみると、大宜味村がスタート、またスタート、またスタートという感じがするのですね。この大宜味ブランドという話、シークワサー振興というのを聞くと。そういった意味で、副村長もっともらしくこういうふうにして書いているのだけれどもね。

村の責任も本当にあるというふうな感じを認識しているのですよ。基本的に、これだけの差があるんですよ。4,380万円を支払えと言った。勝つと言った。この差額分はどうするのですか。村民にどういうふうの説明するの。

副村長、再度答弁していただけませんか。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 施設の管理運営等につきましては、費用等も含めまして、これは行政手続上の事業で、費用もそれに伴うものであるということで認識しておりまして、決して不法行為に基づくものではございません。

ただ、こうした長引かせて混乱させていることにつきましては、私たちは不法行為ではございませんけれども、道義的責任は感じているということで、おわびをしたいなと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑はありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、和解案について質疑をさせていただきます。

提案内容は、前回私も受け入れなかった内容とそっくりそのままです。その受け入れた、訴えたところから、さっきもありましたけれども、ちょっと聞いていきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

まず、当初訴えるときは当然民事裁判ですので、ある司法関係の方から聞きますと、大体3年程度は時間を要すだろうということで、早期解決するのだったら2カ月ぐらいでぱっと解決できるものもあるということでした。

先ほど、早期解決、解決と繰り返しおっしゃられているのですが、本当に早期解決を望むのでしたら、この訴えの提起は多分なかったと思います。

和解案を裁判官があっせんするということは二通りあるということを知りていまして、1つは、本当に早期解決を望むのだったらどうですかというあっせん、それともう一つは、原告側に何らかし少し問題があって、これではちょっと審理も長引くだろうなというときに、そういうあっせんがなされるようです。

ずっと聞いていると、裁判も私、3回行きました。相手はやっぱり相手の考え方で主張

していくわけですが、借地借家法という主張が出たときに、村は一たん折れたんです。言えば、第1号法廷から第2号法廷になった。審理はされていますけれども、公開できない法廷なんです。見えないんです。その中身も。

だから、その辺の見通し、まず1点。

当初訴えるときは、民事裁判ですので当然時間かかります。9月5日に訴えていますので、3年ということは、平成22年の大体9月までは裁判がかかるだろうという見通しが立てられていたのかどうか、その辺1点確認しておきたい。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 裁判の長期化というのは、我々はだれも見通していません。これは進捗の状況によります。ただ、先ほど申し上げましたように、私たちは、契約が終了したら、当然事務的に早目に明け渡してもらうという法令の制度に基づいて、スムーズに明け渡してもらおうという前提で進めておりましたが、なかなか明け渡さないものですから、裁判に訴えた。

これについては当然、期間というようなものは判断できませんが、訴えて司法の場で解決するという自信で臨んだところでございます。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） もともとそういう答弁はされていますので、和解案は否決されて約3カ月たっているわけですよ。きょうの日にちまでですよ。住民説明会は過去にもそうですね。和解を提案するとか、そういう前からやっていないんですね。それも短期間の間にそういう、ぱぱっと、バタバタしてやっている節が余りにも多過ぎて、これも不信感じるのですけれども、何で早期解決ということで臨むのですしたら、この8月6日の否決から3カ月間、もっとやっぱり議員たちとのコンタクトを含めて、どうすれば本当に受け入れられるのかという話し合いのテーブルが一切持たれていないということは、本当に皆さん有権者抱えてここの議場にいるわけですから、それこそ、住民無視ではないかなという気がして、非常に疑念が持たれます。

そういう姿勢でいると、この問題だけではなくて、いろいろな問題抱えていますよ。今過疎の問題だとか埋め立ても含めて。こういう姿勢でいると、本当に後々やむやにされたまま、こういう問題がうやむやにされるような状況が来ると、ほかにも波及しかねないなという非常に強い疑念があって、説明不足というものも含めて内容の、やっぱり前回の和解の審査のときも特別委員会を設けて、相手方の與那覇さん、来てもらいましている



ろ話聞きました。その中でも、やっぱり村の対応の仕方とか疑念を感じるどころが多々あるものですから、その辺、本当にどう思っているのかな、この説明のあり方をどう考えているのか、村長お答え願います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの説明責任との関連と、その時期的なものでしたけれども、村長としては、皆さん議員の方々と意見交換というようなことは非常に大事であるし、その方向を探っていかなければいけないし、また実践していかなければいけないことでもあります。

8月6日の議会を得て一たん否決ということになりましたので、一度は皆さん方と意見交換会をやりました。その議会が終わってから。

その後やっていないということはあるのですが、その間資料を準備したり、住民説明会の日程とか、職場説明の日程とかということをとりながらやっているうちに時間が過ぎてということで、今後どうするかということは、今後はご指摘のことはしっかり受けとめておきたいと思っております。

そして受けとめて、これからどうすればそういうことにならないで進めていけるかというご指摘を大事にしていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり、非常にこの説明のあり方とか、議案を上程するまでの手続上、自分たちを無視されているなという感じを受けて非常に残念でありますけれども。

この、何と言いましょうか、和解案をつくる前もそうですけれども、実際に早期解決するために、司法の場だけではなくて、例えば、被告の側の社長を含めて経営者の皆さんと、今後シークワサー、来年は今年の倍ぐらい出るような豊作の時期にも当たるということもありまして、被告側が本当に本意で和解案に応じているのかということのも、この間の提案したときにも、與那覇さんは、実はそうじゃないみたいな言い方もしていましたから、この和解案を本当に提案する前にトップ会談と言いますか、弁護士は抜きにして、こういうのをやられたことはあるのですか、実際、これまでに。これ確認して終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） トップ会談というお話でございますが、その訴える前には、引き継ぎの事務手続上の話し合いをずっとやっておりまして、その間、裁判に入ったら、両方の代理人ですから、そこでしかできない。我々が直接両方で話し合うということはできな

いのではないか。裁判にかかわっていますからということで、代理人を通してその中身を話し合うしかないのではないかとということです。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 先ほどから、議案第56号について質疑されておりますけれども、私のほうからは、例えば、先ほど村長が、続けた場合に勝訴する自信はあると、その場合は期間的にどれぐらいの時期になるのか。それと、相手は和解案を出しつつも、これまで裁判の中で敗訴しても裁判を続ける意向があると、そういう中で、その資料のほうにも強制執行の費用がかかると、330万円ですか。そこで、例えば続けていった場合に、強制執行した場合にまた、どれぐらいかかるのか。

その2点をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの議員のご質問にお答えいたしますが、裁判がいつごろまでになるかということは我々のところで、なかなか見通しはつけにくい。

ただ、裁判の進行によって変わっていくのです。あと、結審までどのぐらいの裁判が行われるかということは、この間皆さんへの説明のときは、平成22年の途中ぐらいの時間になるのかなというような見通しは出ていましたけれども、これは順調に進んだ場合の見通しなので、これがはっきりいつまでやれるということについては、ちょっと今申し上げられない状況です。

あと1点ありましたね、経費の話ですね、続けた場合の。これはさっき副村長が説明したように、大体330万円は両方で強制執行も含めてかかるだろうということは試算されておりますので、それはそのぐらいかかるのかなということでもあります。

これからさらに続けていくと、そういう費用もかかってくるよということでございますので、早目に和解をもって解決をして、その農業振興に資したいなということでございます。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 質問いたします。この裁判、当初から私はずっと反対して、和解案でいきなさいと、それが裁判になった場合、いろいろな弊害を起こすということで、村にとっても、それから農家にとっても物すごい弊害が起きておりますけれども、1つの例を言いますと、シークワサーの価格というものがありまして、3年前であれば、例えば今年の当初生産量、今年は多分2,000トンを上回るでしょう。3年前であれば、9億円、

昨年の価格であれば、約6億円から7億円、本年度価格で言えば、5億円、ということは、農家は毎年、あるいは大宜味村の農家に入ってくるのは2億円ほど大きな損失を受けているのですけれども。

その中で、この裁判所の和解案という部分で、大変気になる点が和解案の5「被告は、原告に対し、平成19年度及び平成20年度の本件加工施設使用料相当損害金合計534万4,000円が未払であることを認める。」とうたわれています。

そして、この認めるということは、向こう、相手方は支払いを請求しなければいけないはずですが、大宜味村の場合はそれを免除すると、法的な立場では免除できないので、予算の部分で対応するというようになっておりますが。そして、6の、原告は、被告に対し、被告が本件加工施設の継続的使用を期待していたところ、管理運営期間が短期になったためにその期待が失われたこと。その金銭的な評価額は800万円を下らないことを原告は認めていると。ということは、ここにあります本件加工施設の継続的使用を期待していたところを、大宜味村は認めたということですよ、これ。そのように私は判断していますが、それについてのお伺い。

あと2点ですね。11の項目の「被告は、原告に対し、本件加工施設の指定管理者選定手続及びその結果につき、原告に対し異議を表明したり、第三者に対し疑義を表明しないことを確約する。」これは、当初から私が指定管理者の部分でおかしいのではないかと。また設立もされていないところに任せるといふ部分の疑義、その他もろもろがあると思います。それに対するの答弁をお願いします。

なぜ、こういうふうに相手に確約させる必要があるのか。

12の「原告は、被告の企業活動その他に対して、公的な立場を利用して妨害したり、第三者に圧力を加えたりしないこと及びその他の第三者に疑義を表明するような言動をしないことを確約する。」と。これは、原告はこのような公的立場を利用して相手を妨害したり、あるいは第三者に圧力を加えたりしたことがあるのかどうか。

これは、8月6日の臨時議会でも私は質問しています。それに答えていただきましたが、もう一度確認したいと思います。

そして、説明書の部分の10ページ、300万円ですか、解決金相当額の一般会計での早期回収の期待とありますが、これは財務課のほうにお伺いします。

この賃借料の金額、2年で約530万円ほどになりますが、解決相当金額の約300万円は契約後2年度内で一般会計の歳入として回収し、一般会計として処理できるのかどうか、こ

これは賃借料、要は工場の収支その他もろもろのための費用ではなかったかと私は聞いておりますが、それについてお答え願います。

そうしまして、いまだに村のほうは勝訴の予定である、あるいは勝つという部分ですが、これは、勝訴した場合は強制退去という部分がありますが、もし、その逆の場合は可能性としてあり得るのか。もう一度お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） たくさんの質問がございましたが、和解案のまず5と6ですね、5は、こちらにありますように、これは最初の被告の原案のありました中で2年分の使用料を免除してもらいたいということがございましたけれども、大宜味村としては、債権の放棄あるいは使用料の免除というものはできませんよというようなことで、それで村としてはここにも書きましたように、使用料の損害相当分については請求をやっておりまして、今のところはまだ入金がございませんでした、裁判の当日まで。第8回の裁判期日まで入っておりませんでした。

そういったものも含めて一応は免除はできませんよと、債務の確定は未払いであることは認めますねというようなことで、債務の確定というような意味合いも含めて、これは免除もできないという理由も含めて、5項が入っております。

それから、6の800万円を下らないということについては、継続的使用を期待してということがありますが、これは決して継続使用を認めてという意味ではございません。これは、お手元の資料に出ております……

（発言する者あり）

○ 副村長（宮城重徳） この期待については、資料の19ページの別紙（5）に載っておりますが、被告のほうは、裁判を起こす前から当初から話し合いでやりたいというふうなことがありましたけれども、具体的に裁判を展開している中で、損害賠償の中でこういう資料が出ておりますが、1点請求計算書と、これだけもらいたいというようなこと……

（テープ交換）……この請求のあった中から一応、債務確定用のみんなが認めた双方の理解として、村としても一応は、これだけのうちから引越料としては800万円を下らない相当額を評価しましょうというような確認で終わっております。

それで、基本的な考え方としては、大宜味村の800万円と、それから使用料の約500万円の相殺的な約300万円程度は会計基金程度としての数字は被告側から提示されたのが、この道でございます。

そういうことで、これだけは評価を認める、そして賃料は未払いであるということを双方に認め合って、そういった中で歩み寄って解決金のものについては、これだけのもので一応は被告側から提示があるというようなご理解をしていただきたいと思います。

それから、11番の「被告は、原告に対し、本件加工施設の指定管理者選定手続及びその結果につき、原告に対し異議を表明したり、第三者に対し疑義を表明しないことを確約する。」と、これについては、当然に指定管理者の手続の話がいろいろ被告からもありましたが、手続等の行政手続上の話でございますので、それ以上のこういった話に波及をお互いそういったものに論争をしないようにしておきましょうと、そういうことについては、この疑義等についても表明しないことを改めて確認して、無駄な論争をしないようにやりましょうというようなことの折り合いが11でございます。

それから、12については、公的な立場を利用しないということでございますが、恐らくこれにつきましては、各項の資料の追加資料が被告から出された資料がございます。資料の15ページ、別紙（3）が被告から調整中の中に出てきました。これは恐らく、ここのほうに書かれている中で、大宜味村が会議から外しなさいというようなことについては、大宜味物産振興会と村は接触したことはございません。

この宮城部長が大宜味村から言われた云々ということがありますが、これは恐らく向こうの勘違いのもとで、こういう形で大宜味村から除外したよと言われたけれども、自分たちのことについては銀行の取引等もあるので、こういうことは言われたら困るということで追加してくれと、これは恐らく事実誤認であるけれども、要望どおりこれは入れましょうと、誤認した背景は多分、県の物産公社から、県の園芸推進課のほうに、最近製品が余り他の県と比較して売れないと、だから、売るためには、シークワサーに関する大宜味村は沖縄県としてブランドとして確立して売れば売やすいので、県のまとめてシークワサーのブランドを検討したいと、ブランド推進をしたいと、そのために農林水産部に申し入れがあったらしいです。要するに、よくよくこういう話が村に一応連絡がありました。

ただ、その中で村として農林水産部にこう答えたのです。物産公社を構成しているものは、ほとんどが加工品を集めて売る構成ですので、この製品のブランドを農家の立場にある大宜味村が推進するわけにはちょっと不都合がある。それで、農水部の担当課長にも、我々は大宜味村で独自でもブランドの推進ということは検討しているし、ましてや、加工業者のためのブランドの推進ではなくして、農家の産地のためのブランド推進をやるべき

であって、これについては加工品が入っているブランド推進協議会には参加できかねますと。そして、農林水産部にも、皆さんは農家を守る立場の部であるので、農地の産地のブランドを確立するような形でやってもらわないと困りますよというようなことで、そういうことが、どう誤ったかわからないけれども、じゃ、わかったということで、物産公社には農林部から連絡すると、この連絡したというのがどう伝わったのかわかりませんが、そういう中身があったということを受けて、振興会からこの条項を追加してくださいというようなことでございます。

皆さんもご存じのように、この県全体でのブランド推進ではできないので、改めて物産公社から県の機関の産業振興公社が音頭をとって、島言葉の推進連絡協議会に切りかえて今やっていくというようなことで、シークワサーという島言葉のものについては、連絡協議会には参加してもいいのではないかという、産業振興公社の担当部長が来たときにそう答えております。

そういうことで、そういう誤解から生じておりますが、そういう意味も含めて、そういう要望があれば、村としても条項を差し入れるものはやぶさかではございませんよというようなことでございます。

それから、10ページの一般会計の歳入というふうなことでありますが、これはもちろん使用料は使用料として取りますが、ここでいっているのは、公金の収入が見込まれますよということです。これは、使用料はもちろん、実際使うに当たっては目的財源になります。目的財源はそれなりのもので制限があります。

だから、支出に当たっては、また議会の皆さんと具体的に恐らく中山間基金等に積むこととなりますが、積んで使用する段階は、どういう方法かは議会の項目となりますけれども、何れにしても、収入は公的には一般会計から受けなければならないです。

だから、これだけのものについては、契約すると賃料は公的基金として一たん入りますよということの理解でやっていただきたいと、もちろん、今のように目的外を外れないような使用の仕方としては、監査の目も光っておりますので、それに抵触しないような形で皆さんとどういうふうに使うかは、また、これに沿った形で使用方法は今後の議論をさせていただきます。

ここで、あくまでも言っているのは、公的に収入は一般会計で受け入れる見込みがありますよということでございます。

以上でございます。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 説明いただきましたが、和解案の5と6、本件使用料の未払いであるというのは認めると、そして、大宜味村は請求を出していたと。おかしいですね、私前年度の予算の場合に出していないということで確認しているはずですが、議会のほうで。そしてその際は、今年はこの収入予定はないですというふうに村から言われていますし、それから、請求書を送ったとありますが、本当にいつ送ったのか。それとも、年を明けて送ったのか。その辺はシークワサー振興室のほうにお伺いしたいと思います。

被告のほうは、払う意思があるということでお金の準備をして一度村へお伺いしているはずですが、その件について回答をお願いします。

それから、和解案の12条の件で、副村長のほうはそういうことはあり得ないし、そういうことはしていないということで、県の農林水産部園芸推進課へお伝えしたということですから、排除する発言はなかったということですが、当の物産公社の担当部長は最後のほうに、副村長は部長とお会いしたと言ったんですよ、今さっき。最初は会っていないと言っていました、今部長とお会いしたと言っていましたよ、最後のほうで。おかしいですね。

それと、この物産公社の部長さん、私、電話確認しておりますので、話が違います。話が違うというのは、ここの記述の、大宜味村シークワサーの名前も使ってほしくないとか、こういう言動を向こうはファックスで流してきているわけですから、もしそれがそうでなければ、必要ないのではないですか、和解案の12項ですね。こういうものがなければ、あるからこそ、これにつけ加えているわけでしょ。和解案の骨子案が6月17日、そして19日に和解条項案、再度6月の27日で、当初の大宜味物産振興会の和解案とは物すごい簡単な骨子案ですよ。それを村側が原告の提案として提出すると。さらに、その部分から最終的に村のほうは裁判所の和解案とおっしゃいますが、この作成というのは村側から原告案と一緒にです。私はそう思っております。ですから、先ほどおっしゃったように、この宮城部長と電話確認をして担当者とお話した際の部分と、食い違いが発生しています。おかしいですね。

それから、もう1点の一般歳入の件ですが、これは村民から見たら勘違いのもとです、この文章。契約を2年度内で一般会計の歳入として回収が期待されると。これはその年、その年が積み立てしていくことの目的の金額になるはずですから、工場で使えないはずですよ。

ですから、議員の方もそのように理解していると思いますし、議員と相談する必要はないと思いますが、ただ、どういうものに使いましたという報告は必要になってくると思いますし、相談する必要は特に必要ないのではないですか。工場のために使うという部分の267万円というふうな当初の計画で、この金額が出ているはずですから。

それから、シークワサーの値段が毎年毎年ちょっと下がる可能性があります、今シークワサーの生産よりも大事なことは、どうやって消費者の口に入れるか、あるいは販売するかですよ。もうその時点に来ています。次年度は今年の1.5倍で、2年後はどれぐらいの量か、ましてや、全国のシークワサーの生産が始まっています。

先ほどおっしゃっていましたように、シークワサーというのは販売がかなり不振です。県内のものもそうです。特に、スーパーの中において、シークワサー関連の商品というのは2年前から消費が落ち込んでおります。それは、私は常々議会でも伝えてあるはずですよ。シークワサー振興室長に、今後もこの裁判、その影響でシークワサーはどのようになるのかもお答え願えれば助かります。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 使用料の件については、収入するということは皆さんには説明はしておりません。これは使用料として契約していないものですから、使用料としての調定はできません。ただ、私たちは入っていないものですから、使用料相当額として請求はしたわけでございます。そういうことで、調定として収入ということの契約していないので、予算にも計上はされておられません。

それから、先ほど申しあげましたように、物産振興会の担当部長ということのお話は、再度申しあげますが、会っておりません。会っているのは、産業振興公社の島言葉担当部長が大宜味村まで来て、そういふうな島言葉の連絡会に入ってくださいというようなことで会っております。ましてや、外しなさいとかそういうようなことは、これは県のもので、私が言えるわけでもないです。

それから、今収入については議員と相談する必要はないと、そうしていただければ、なおいいのですが、ただ歳入を受けたものを歳出する場合はやはり予算に計上することになりますので、予算に計上する場合はどういう形でやるかは議会の議決が出てきますので、そのときはまた支出の仕方についての相談、管理条例等々の目的についてのこれは、具体的な実施の段階は業務遂行上の予算の執行としてやりますが、予算の全体的な支出の段階はやはり議会の議決でそうなるかなと思っております。



それから、大事なことは消費者の口に入れることは大事だと、まさにそういうことでございます。だから、皆さんも心配しているものを早目に大宜味村のシークワサーとして消費者に拡大できるように、和解が解決したら私たちは予定されている指定管理者等を含めて、あるいは関係機関と連携をとって、県とも連携をとって、消費拡大のキャンペーンを実施して行って、この普及活動に努めたいという考え方は持っております。

その後の影響については室長から。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、先ほど最初のほうに予算策定期間の確認ということでありましたことについて、簡単に説明したいと思います。

賃料の請求ということで予算化につきましては、あくまでも平成20年度分につきましては、指定管理者による使用料の予算ということでご理解していると思います。平成19年度分につきましてもそうなります。

平成19年度の使用料につきましては、説明資料の7ページのほうに書いていますが、平成20年6月17日、被告に対して村より賃料相当額として請求しているということを書かせていただいておりますが、使用管理運営貸付委託契約におけますは、正式な契約でありましたら4月30日までには納入することということで、納入期限がうたわれております、契約の中に4月末日ということで。予算のときの議会というと3月になるとと思いますので、そこまでは正式に契約されていれば4月30日ということになります。

今年度、平成19年度契約はされておられませんので、こちらから請求書というのは送れないわけです。前管理者と新たな指定管理者、どちらからも4月30日以降に使用料が納められていないということを確認しまして、6月17日に賃料相当額ということで支払われるべきであろうという、そういう相当額ということで請求しております。

あと、期待効果という項目で、9ページからの振興会シークワサーについての説明もあると思いますが、やはり、1番高いときで450円とか、380円、320円とか、現在は220円の単価にしております。その時期につきましては、ここにも書かれておりますように、異常なほどシークワサーブームですね。そういうことで高騰していたと、しばらく続きましたが、高騰の沈静化をしてきたという状況になっておりますが、そういうことで、私たちとしましては、やはりどうしても、この加工施設で大宜味村の特産品であるシークワサーの高付加価値をつけた製品の開発等、今後もシークワサーの搾汁のみではなく、シークワサー自身、現在においては搾汁における45%の活用という状況になります。そ

れを、100%活用するということですね。残渣も含めたそういうシークワサーの原料の100%活用を推進していきながら、金額に見合う原料の単価に合うような運営をしていきたいと、そういう状況で市場の開拓とか消費拡大を行いまして、需要と供給のバランスをとるような方向で進めていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） わかりました。ただ、シークワサーのほうですね、異常な高騰ということ、これは多分にパッカーの業者が多くて、皆さん先に先にと売れるという予測でしたが、なかなか消費者まで回っていない、販売できていない部分があるみたいですね。

和解案の12条は先ほども言いましたが、こういう事実がなければ、ここで12条は要らないと思うし、ただ、そのような言動とかそういうものがないと副村長おっしゃっていましたけれども、そのような趣旨の言動があったからこのシークワサー加工事業協同組合というものが外されているんです。外されているはずですよ。外されているということでは、当初のとおり、設立の準備段階ですから、そのときに大宜味村にもぜひ参加してほしいと、大宜味村は県内でもトップの生産地ですから、大宜味村が参加しないことにはこの意味がなくなるんですよ。加工業者を削ってでも、大宜味村の沖縄で生産の手腕を誇る大宜味村の参加がない、それがなければ、シークワサー島言葉推進連絡会の設立する意味がなくなるんですよ。どのような言葉遣いというのは、相手の受け取り方によっても大分違ってくるとは思いますよ、ただはっきりしていることは、このシークワサー島言葉推進連絡会にJAその他が入っていると、JAも加工業者でもあると思うのですけれども、ただ、その分シークワサー加工事業協同組合に他では多分オーケーだったので、現在係争中の大宜味物産振興会が加入していることで、排除というふうな言葉が使われています。排除と言わなくてもちょっと考える面があるなど、言葉遣いというのはいろいろありますから、幾らでも言えます。ただ、現実には起こった問題は、この組合が外されたということです。これは大変私は不快な点ですね。議会での言葉と、現実にあった、私が聞いた言葉とは当の担当者がうそを言うわけでもないと思いますし。

（発言する者あり）

○ 6番（宮城 武） 質問のほうは終わります。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

休憩いたします。

(午後 1 2 時 0 6 分)

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 2 時 0 6 分)

---

○ 議長（宮城功光） これをもって質疑を終わります。

議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解については、委員会の付託を省略することについては可決されました。委員会の付託を省略します。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 次に、賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番（大城佐一） 議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解について、賛成の立場で討論を行います。

本案については、村当局の和解受け入れ経過説明に詳しく説明されているとおり、本和解案は被告側から提示された和解案骨子6項目に、原告が今後問題が発生しないために7項目を追加し、13項目に裁判所から15項目の和解案として提示されたものであります。早期解決を図るためには、本和解案を受け入れることが最良の策と思います。

今後、裁判審理が続いた場合、提示の和解金以上に増大することが明らかなです。早期解決をし、村民が安心して生産できるよう、価格の安定、収集家病虫害防除等の推進ができることを思います。

また、シークワサー振興室の設置の効果があると思います。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○ 議長（宮城功光） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 次、反対討論。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 討論する前に、このシークワサーの件でこれだけの傍聴人が関心を持っていることは本当に感謝いたします。

まずは、私は反対の立場から討論いたします。

この和解案については質疑の中でも述べましたように、裁判所のあっせんといいますのは、要するに早期解決なら和解なのか、それか原告にもちょっとした落ち度があつて和解をあっせんする場合と2カ所あつて、私は、後者のあっせんのほうがちょっと強いような気がしています。和解だけが早期の解決方法だとは思っていません。ほかにも解決方法は幾らでもあると思います。

今後、大宜味村のシークワサーの振興を考えるには、今の物産振興会を含めたパッカー、JAさんももちろんですが、そういう人たちを総ぐるみにした議論の場所が必要だと思っています。その和解でうやむやにされることは、非常に村の将来にとって汚点を残す可能性があるのと、私のこれまで3カ月、または和解案を受け入れたときから2ヶ月と、その和解案を否決したときからの3カ月、この5カ月間に感じているところです。

よって、この和解案についてはもう一度検討する必要がありますし、今後やっぱり議員全部含めて、村民ぐるみで対処する必要があると考えますので、この和解案については現時点で受け入れることはできません。

よって、議員各位の皆さんにも、ぜひその内容を理解してもらって、ご賛同いただければありがたいと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） 次に、賛成討論ありませんか。8番 平良英勝議員。

（8番 平良英勝議員 登壇）

○ 8番（平良英勝） 私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、去った8月6日、8月7日の第6回臨時議会で賛成少数で否決になった事件で、否決になった理由として、訴えの提起の際にこの裁判が長期化することと、訴訟しても一定の金額を相手に支払うとの説明、取り外された機器の処理方法が、平成19年11月の住民

説明会で説明されていないこと、被告側と村側の主張、説明の隔たり、ことし7月の住民説明会も、原告が和解に向けて300万円を支払うことへの理解、村民、世論の大方は、なぜ原告が被告に300万円を支払うか、その金額については、村民の血税であるとのことで賛成少数で残念ながら否決となりましたが、まず、訴えの提起の議案審議の際に被告側が多額の保証金の請求があり、到底応じることのできないとのことで、裁判に訴えた経緯があります。

また、取り外された機器については、裁判の過程で当局が知ったとのことで、今後平成19年3月議会で決議された指定管理者大宜味村シークワサー振興組合に、引き継ぐ時点で整備を行って引き渡すとのことである。

なお、12日の村民説明会においても、集まった大半の村民も理解をして、早くシークワサー振興を図ってほしいとの声が多かったと思います。

今後、そのまま裁判を続けると、最大限330万円かかる可能性があり、村政のイメージダウンやシークワサーの振興の弊害にもなりかねません。

大宜味村シークワサーのブランド化、集出荷体制の整備と、生産価格の安定化を図っていくためにも、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○ 議長（宮城功光） 次に、反対討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 次に、賛成討論ありませんか。9番 平良嗣男議員。

（9番 平良嗣男議員 登壇）

○ 9番（平良嗣男） それでは、私は視点を変えて、議案第56号について賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

本村においては、これまで2件の行政手続等による裁判がございました。2件ともに、土地に関する裁判で長い間裁判が行われております。

1件は金額による和解がありました。また、1件には裁判による訴訟がありました。長期間の裁判に要したために、企業の倒産等があり、裁判に要した経費及び村に入ってくるべき予算が徴収することができませんでした。不納欠損処分として行わなければならない状況が現実にあったわけであります。

今回提案されている裁判については、公共の施設及び動産、言わば機械器具類等々を対象とした件でありまして、長期間に渡る裁判は施設の使用ができず、施設機械、器具等の耐用年数の減少等により、村民または農家への多くの損失及び予算を要していくものと懸

念されております。

これまでは、村民の皆様が今回の裁判について余り理解がなされていないという声がありました。行政によりまして、区長会を通しての説明、議会への全員協議会での説明及び去った11月12日水曜日に、改善センターで行われました村民への説明会等々で、裁判の経過、和解の必要性、今後の施設及びシークワサーの対策等、村民の皆様はご理解ができたものと考えられております。改善センターでの村民説明会においても、ご意見、提案等は参加されました皆様方から拍手等もあり、早期の解決についての叱咤激励があったものと聞いております。

現在、各市町村においては特色ある村づくりが進められております。村づくりはチャンスとタイミングでございます。チャンス、タイミング等もあり、他市町村におくれをとってはいけないというふうに、私は思っております。

よって、本村は村づくりのキーワードとなりますシークワサーがでございます。そのシークワサーの振興を早期に実効性のあるものにすることが、ぜひ必要と考えているわけでありませう。

今議会に提案されています特産品加工施設裁判の解決を図り、農家の皆様方の生産意欲の高揚と生産価格の安定等による、所得の向上により本村の農業の振興及び特色ある村づくりが推進されるよう、行政の皆様のご理解をいただきまして議案第56号について、賛成意見といたします。

議員各位の賛同をお願いいたし、賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） 次に、反対討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号 建物明渡等請求事件に係る和解について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

○ 議長（宮城功光） 挙手少数です。

よって、本案は否決されました。

休憩いたします。

(午後 1 2 時 2 0 分)

- 
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 2 時 2 7 分)

- 
- 議長（宮城功光） 休憩中に、村長より、議案第57号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）及び議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例2件について、撤回の申し出がありました。

これを、議長において許可いたしましたので報告いたします。

- 
- 議長（宮城功光） お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本会議に付議された事件の議決の結果生じた、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第9回大宜味村議会臨時会を閉会します。

どうも、ご苦労さまでした。

(午後 1 2 時 2 8 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員